

北海道大学、熊本大学、北見工業大学、大阪公立大学は、 大学は軍事研究を行わないという理念にたちもどって軍事研究 と決別し、安保技研制度の採択を辞退することを要請する

—2023 年度安全保障技術研究推進制度に採択された 4 大学への 軍学共同反対連絡会からの質問に対する回答について—

2024 年 2 月 6 日 軍学共同反対連絡会 幹事会

2015 年に始まった安全保障技術研究推進制度（以下 安保技研制度）は、防衛省の予算を原資にしており軍事研究と判断されるものです。ここ数年大学の応募は年間 10 件程度でしたが 2023 年度は 23 件に倍増し、北海道大学、熊本大学、北見工業大学、大阪公立大学が採択されました。

軍学共同反対連絡会（以下 本連絡会）は、多くの大学が安保技研制度に応じない中で、上記の 4 大学が応募した趣旨・理由を質す質問（資料 1）を行い、北海道大学、熊本大学、北見工業大学（以下北大、熊大、北見工大）から回答がありました（資料 2,3,4,5,6）。回答に関する疑問点を明確にするため再質問（資料 7,8,9）をおこない、再回答（資料 10,11,12）がありました。

回答、再回答の内容は、軍事研究をしないという大学の理念に反して軍事研究に踏み出したと言わざるをえないものでした。本連絡会は 3 大学に強く抗議し、理念に立ち戻り安保技研制度を辞退することを要望するものです。

今回の回答、再回答の内容は国内の大学と軍事研究の情勢を検討するうえで重要な論点を含んでいると考え、本連絡会として以下の見解をまとめ公開することとしました。なお大阪公立大学が何の回答もしないことは、国民に対する学問の府としての説明責任の放棄であり抗議するものです。

1. 軍事研究をおこなわないという大学の基本的立場に反し軍事研究に踏み出した北大、熊大、北見工大

日本学術会議は、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」（1950 年、以下 A）および「軍事目的のための科学研究を行わない声明」（1967 年、以下 B）、さらにそれらを継承する「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017 年、以下 C）を発し、軍事研究をおこなわないことを繰り返し表明してきました。

本連絡会の再質問では、安保技研制度の是非を論ずる前提として軍事研究に対する大学の姿勢を問いました。これに対し日本学術会議の「『声明』を尊重する」（北大）、「声明は遵守」（熊大）すると回答がありました。

しかし回答には「軍事利用に限定した研究は実施しない。」（北大）、「軍事利用に限定される研究は行わない」（熊大）「『攻撃的な目的のためにも使用されうる技術研究』については申請を不可」（北見工大）と条件を付加しており、それ以外の軍事研究は容認するものとなっています。

北大は 2022 年に「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」（資料 3）、熊大は 2023 年に「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」（資料 5）を決定し、大学

として軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けた研究を行えるようにしました。熊大はさらに「研究目的に軍事利用が含まれる共同研究等」についても可能としました(資料 5)。そしてその決定を根拠に安保技研制度への応募を容認しました。

軍事研究を行わないという理念は、3 大学を含めほとんどの大学がこれまで堅持してきました。今回の 3 大学の回答は、その理念に反して大学による軍事研究への道を開く重大な変質であり見逃すことはできません。

2. 安保技研制度は、研究の内容にかかわらず軍事費を原資とする軍事研究であり、大学は公募に応じるべきではない

本連絡会の再質問では安保技研制度に参加することの是非を問いました。

これに対する回答は、軍事費による研究であっても明白な民生的研究であれば軍事利用に限定した研究には当たらず、取り組むことができるというものです。

また安保技研制度の公募要領に「広く民生分野においても活用できる」先進的な基礎研究が対象、「知的財産権は受託した研究機関に帰属」「公表に制限がない」「研究の自律性は保たれる」と記されていることを根拠に研究の自由、自律性、公開性が担保されているというものでした。

安保技研制度は、研究が民生的研究であるか否かにかかわらず、また公募要項の記載にかかわらず軍事研究と断定されるものです。なぜならこの制度は①「防衛分野での将来における研究開発に資する」ことを目的として、②防衛費を原資としており、③防衛装備庁の職員であるプログラムディレクター、プログラムオフィサーが実質的に研究の進捗管理にかかわる研究だからです。

この点についてつぎの 6 項目を指摘する。

1) 日本学術会議は「研究資金の出所が軍事関連機関である研究」は「軍事的安全保障研究に含まれる」と指摘しています(2017 年報告、以下 D)。

2) 日本学術会議は大学等が「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究についてその適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」ことを提起しました。これを受けて北大、熊大は学内の「決定」(資料 3, 5)に基づいて審議したと回答しています。審議内容は公表されていませんが、回答からは、申請する研究が民生的研究か否かの審議はされたものの、安保技研制度が軍事的安全保障研究に該当する

かどうかの審議がされた様子は見られませんでした。

3) 軍事・防衛を所管する防衛省からの資金はいくまでもなく軍事・防衛を行うためのものです。防衛省設置法では所掌事務として第 4 条 14「装備品等の研究開発」15「技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施」と定めており、防衛省が出資する研究は、研究内容や公募要項の記載がどうであれ装備品(=武器)の研究開発であり軍事的安全保障に関する研究となります。もし軍事を目的としない研究に出資すれば国税の目的外使用となるものです。

4) 軍事的安全保障研究が「学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」(C)ことを大学・研究者は深く認識する必要があります。経済安保法においては罰則付きの守秘義務がすでに定められています。安保技研制度においても、軍事利用の可能性が現実化した時点で公募要項にある研究の自律性、公開性が守られる保証はなく、守秘義務やセキュリティ・クリアランス制度の対象となる可能性を否定できません。

5) 安保技研制度は潤沢な研究資金と、大学が参画しやすい公募要項を整えて、大学・研究者を軍事研究に取り込もうとする意図が明白です。そのためほとんどの大学が軍事研究を行わない理念を堅持して同制度への応募をしていません。3 大学が、軍事研究参画の道を開く「学内規定」を制定してまで同制度の研究費獲得を推進していることは、軍事との緊張関係の中で「学問の自由及び学術の健全な発展」を追求している多くの大学・研究者の努力を踏みにじるものです。

6) ユネスコの勧告：『軍民両用』研究をやめる権利と責任

科学技術にはデュアルユース性があります。大学・研究者は自らの研究が軍事利用される可能性が常にあることを自覚し、研究を進めながら軍事利用への警戒を怠らないことが必要です。ユネスコは「科学および科学研究者に関する勧告」(2017 年)を発し日本政府も受け入れています。そのなかで「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳及び人権を損なう場合又は『軍民両用』に当たる場合」に、科学研究者が「良心に従って当該事業から身を引く権利」、「懸念について自由に意見を表明し、報告する権利及び責任」を有する意義が示されています。デュアルユース研究にかかわる科学者にこれらの権利と責任が実行あるものとして研究者に保障さ

れるよう大学、研究者は常に努力確認することが必要です。

3. 北大、熊大、北見工大、大阪公立大は、大学の理念にたちもどって軍事研究と決別し、安保技研制度の採択を辞退することを要望する

軍事研究をしないという理念をすべての大学が

【資料】

- A) 日本学術会議第6回総会 「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」(声明)(1950年)
- B) 日本学術会議第49回総会 「軍事目的のための科学研究を行わない声明」(1967年)
- C) 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017年)
- D) 日本学術会議 安全保障と学術に関する検討委員会「報告 軍事的安全保障研究について」(2017年)

1) 北海道大学、熊本大学、北見工業大学、大阪公立大学への質問(10月1日)

私たちは、軍学共同に反対する運動をしている市民団体です。

貴学は今年、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に応募され採択されました。

大学は学問研究の場であり、学問研究の目的は人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。戦争は人類の平和と幸福を破壊する最たる行為であり、大学が戦争に協力することがあってはなりません。

同制度が発足した翌年の2016年3月、当連絡会の母団体の一つである「大学の軍事研究に反対する会」(代表 野田隆三郎岡山大学名誉教授)は、このような理由により、貴学が同制度に応募しないよう求める要望書を、9016人の賛同署名者名簿を添えて、貴学に郵送しました。

さらにその秋に発足した軍学共同反対連絡会として、改めて2017年6月8日に貴学をはじめ、全国の国公私立大学と研究機関に「軍事研究を行わない」と誓った戦後の学術の原点に立ち帰って、同制度に応募しないよう求める要請書を全国8365名・50団体の賛同署名者名簿をそえて郵送で届けました。

今年度、私たちの要請を無視して貴学が同制度に応募し、採択されたことに強く抗議します。私たちの要請に多くの研究者・市民が賛同してくださったことからわかるように、多くの国民が、大学が同制度へ応募することに危惧を抱いており、それを受けて多くの大学が同制度への応募を自粛しています。

そのなかで、貴学が応募されたのはどのような趣旨・理由からでしょうか。国立大学は国民の税金で運営されていますから国民に対する説明責任を負います。ぜひ私たちの質問に明確にお答えくださいますようお願いいたします。

堅持することを要望します。軍事研究制度である安保技研制度に応募し採用された4大学は、この理念に反して軍事研究に踏み出そうとしていると言わざるをえません。4大学は、軍事研究を容認した悪しき前例となることなく、軍事研究反対の理念に基づき安保技研制度を毅然として辞退することを要望するものです。

回答は10月20日までに下記へメールでお寄せくださいますようお願いいたします。なおご回答は国民に対する説明と考え、公表させていただきます。

2) 北海道大学の回答 10月18日

本学では、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供(再委託を含む。)を受けて研究を行う場合は審査を行うこととしております。

本研究課題については、上記学内ルールに沿って研究者から応募前に相談があり、審査を行いました。審査では、「明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」という観点に合致しているか確認した上で応募を認めております。

さらに、本学は、採択後も継続して研究活動の状況を確認し、上記観点到照して研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切な管理を進めてまいります。

本研究課題の実施により基礎研究が進展し、研究成果が公開され社会の発展に活用されることを期待しています。

北海道大学

3) 北海道大学 国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い

令和4年9月26日 役員会決定

https://www.hokudai.ac.jp/research/HU_RI_policy_annex.pdf

研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していく中で、開放性、透明性を尊重するとともに、社会に対する説明責任に係る対応が求められており、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントが必要となっている。

このため、北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針及び「北海道大学における科学者の行動規範」に基づき、標記研究に関して以下の通り取扱うこととする。

本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行なうものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。

国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提

供（再委託を含む。）を受けて研究を行なう場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない。

審査は、「明白に民生的研究を加速する研究」であり、かつ「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」等の観点により行なう。

4) 熊本大学の回答 令和5年10月18日

熊本大学 学長 小川 久雄

令和5年10月1日に貴会からご送付頂いたご質問について、以下のとおり回答します。

<回答>

安全保障技術研究推進制度への応募にあたっては、令和4年7月の日本学術会議において、大学等の研究のデュアルユース性を許容する見解が示されたことを機に、学内にて慎重な議論を重ね、令和5年2月に「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」を定め、「本学の研究は、平和と国民の安全のために行うものとし、軍事利用に限定される研究は行わない」とし、今年度より適切な審査及び管理を行うことで応募を認めております。

なお、「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い」については、令和5年2月22日の教育研究評議会において了承後、本学ホームページにて公表しております。

本制度については基礎研究を対象とし、研究成果の公表を制限するものではないため、科学技術が有するデュアルユース性を踏まえ、本学における基礎研究を推進し、研究力の向上を図るとともに、民生的研究を加速させることを期待して本制度への応募を行っております。

5) 熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取扱い

https://www.kumamotou.ac.jp/kenkyuu_sangakurenkei/kenkyuu/support/dohq1t1/vkfdn8/d98xji

令和5年2月22日教育研究評議会了承

熊本大学の研究者は、「熊本大学における研究に関する行動規範」を踏まえ、常に倫理的な判断と行動をとりながら、研究活動を行うことが求められる。

防衛省等が公募する研究課題への応募等については、科学技術が有するデュアルユース性を踏まえた上で、次のとおり取り扱うものとする。

1. 本学の研究は、平和と国民の安全のために行うものとし、軍事利用に限定される研究は行わない。
2. 国内外の防衛を所管する公的機関からの資金による研究(再委託された研究を含む)、及び国内外企業との研究目的に軍事利用が含まれる共同研究等を行おうとする場合は、事前に別に定める委員会が審査を受けなければならない。
3. 前項の審査は、倫理性、自律性、公開性及び社会性等の観点により行う。

6) 北見工業大学の回答

いずれも同大学研究協力課長からメールによる回答

11月10日「本学では軍事研究を行っていないため、今回の質問書に対する返答はできません。」

11月14日「先日の回答に補足させていただきます。

本学では、『攻撃的な目的のためにも使用されうる技術研究』については、申請を不可としておりますので、今回申請した研究は、軍学共同や軍事研究には当たらないと判断しております。本件につきましては、これ以上の回答を控えさせていただきます。」

7) 北海道大学への再質問状 2023年12月1日

北海道大学総長 寶金清博様

私たちの質問書（10月4日付）に対する貴学の回答（10月18日付）を拝受しました。ありがとうございます。この回答について、あらためて以下の通りお尋ねしますので、よろしく願いいたします。回答は一括ではなく各質問ごとに、個別にお答えくださいますようお願いいたします。

質問1

貴学が2018年に防衛省装備庁の安全保障技術研究推進制度採択研究を辞退された際、貴学はその理由について「日本学術会議が示した『軍事目的のための科学研究を行わない』とする声明も踏まえて大学の姿勢を検討した結果、軍事研究に関わるべきではないと判断した」と述べておられます。

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/5336.html>

貴学はこの「軍事研究に関わるべきでない」という方針をいまでも変更されていませんか。変更されたとすれば、なぜ変更されたのですか。

質問2

貴学回答にあった「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取り扱い」と題する文書には、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない」と書かれています。この文章は、貴学が「軍事利用に限定した研究」でない判断すれば、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度にも応募することが許されると読み取れます。

一方、安全保障技術研究推進制度の公募要領には、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募する」と、軍事転用を明記しています。したがって貴学が「軍事利用に限定した研究」ではないと判断して同制度に応募されようとも、軍事に利用される危険性は避けられません。貴学における科学研究が、「人類社会の平和と安全および豊かな未来のために」行われるのであれば、「軍事利用に限定した研究」を行わないことはもとより、軍事転用を明記している安全保障技術研究推進制度に応募する

ことも避けるべきであると考えますが、如何ですか。貴学のお考えをお示ください。

回答は12月15日までにお寄せくださいますようお願いいたします。

8) 熊本大学への再質問状 2023年12月4日

熊本大学長 小川久雄様

私たちの質問書(10月1日付)に対する貴学の回答(10月18日付)を拝受しました。ありがとうございました。この回答について、あらためて以下の通りお尋ねしますので、よろしく願いいたします。回答は一括ではなく、各質問ごとに、個別にお答えくださいますようお願いいたします。

質問1

日本学術会議が1950年と1967年に示した『軍事目的のための科学研究を行わない』とする声明を貴学はいまも遵守すべきものとお考えですか。もしも遵守する必要はないとお考えでしたら、その理由をお示ください。

質問2

貴学回答にあった「熊本大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等の取り扱い」(令和5年2月22日教育研究評議会了承)と題する文書には、「本学の研究は、平和と国民の安全のために行うものとし、軍事利用に限定される研究は行わない」と書かれています。この文章は、貴学が「軍事利用に限定される研究」でないと判断すれば、防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度にも応募することが許されると読み取れます。

一方、安全保障技術研究推進制度の公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募する」と軍事転用を明記しています。したがって貴学が「軍事利用に限定される研究」ではないと判断して同制度に応募されようとも軍事に利用される危険性は避けられません。質問1において貴学が学術会議声明は遵守すべきとお考えであれば、「軍事利用に限定される研究は行わない」ことはもとより、軍事転用を明記する安全保障技術研究推進制度に応募することも避けるべきと考えますが、如何ですか。貴学のお考えをお示ください。

回答は12月18日までにお寄せくださいますようお願いいたします。

9) 北見工業大学への再質問状 2023年12月7日

北見工業大学 鈴木 聡一郎 様

私たちの質問書に対して、貴学(研究協力課長)より回答をいただきました。

そこで改めて再質問をさせていただきます。貴学の回答「補足」には「本件につきましては、これ以上の回答を控えさせていただきます。」とありましたが、最高学府は国民に対して説明責任がありあす。最初の質問書でも述べたとおり私たちは多くの国民を代表してお尋ねし

ていますので、貴学も誠意をもって質問書に向き合い、最高学府にふさわしい回答をお寄せくださいますようお願いいたします。

質問は2点です。それぞれにお答えくださいますようお願いいたします。

質問1

日本学術会議が1950年と1967年に示した『軍事目的のための科学研究を行わない』とする声明を貴学はいまも遵守すべきものとお考えですか。もしも遵守する必要はないとお考えでしたら、その理由をお示ください。

質問2

安全保障技術研究推進制度は防衛省の資金供与で、審査や進捗状況に同省がかかわり、公募要領には「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究」と軍事転用を明記しており、貴学が「攻撃的な目的のために使用される技術研究」ではないと判断しようとも軍事利用を目的とした研究制度です。

したがって、軍事研究をおこなわないという立場に立つのであれば安全保障技術研究推進制度に応募することは避けるべきだと考えますがいかがでしょうか。貴学のお考えをお示ください。

回答は12月22日までにお寄せくださいますようお願いいたします。

10) 北海道大学の再回答 12月14日

(質問1の回答)

日本学術会議の平成29年3月24日付け「軍事的安全保障研究に関する声明」を尊重する本学のスタンスは変わっていません。

令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基き、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としています。

(質問2の回答)

ご質問に記載のとおり、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としています。

一方で、日本学術会議が昨年7月25日に発出した文書に、「従来のようにデュアルユースとそうでないものとに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます」とあるとおり、潜在的な転用可能性をもって一律

に軍事研究と判断することにより、先端科学技術分野における研究活動が委縮することは避けるべきと考えます。

そのため、このたび国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合について、日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明で求められている審査制度を設け、個別に実施の可否を判断していくこととしたところです。

また、応募時点だけでなく継続して研究活動の状況を随時確認し、観点に照らして研究実施の可否を審査する等、研究活動の状況に応じた適切なマネジメントを行っていくこととしたところです。

北海道大学

11) 熊本大学の再回答 12月14日

熊本大学学長 小川 久雄

令和5年12月4日に貴会からご送付頂いたご質問について、以下のとおり回答します。

【質問1】＜回答＞

本学においても『軍事目的のための科学研究は行わない』

とする声明は遵守すべきと考えております。

【質問2】＜回答＞

本制度に限らず、基礎研究により公表された研究成果は、誰もが自由に活用できることとなります。本制度においても研究成果の公表について制限されていないため、当該成果をどのように活用するかは他の基礎研究と同様に、広く社会に委ねられるものと考えております。

本学としては、科学技術のデュアルユース性を踏まえ、研究課題の遂行が基礎研究の発展に繋がり、その成果が広く社会において活用されることを期待しております。

12) 北見工業大学の再回答 12月25日

北見工業大学研究協力課課長からのメール

以前いただいた12月15日付けのメールにつきまして、以下のとおりご回答させていただきます。

「本学はこれまでのご質問に対し、十分の説明責任を果たしたと考えております。その旨ご理解いただけましたら幸いです。以上です」

以上になります。どうぞよろしくお願い致します。

《おしらせ》

12月22日、内閣府は、前日の有識者懇談会の「中間報告」をうけて、日本学術会議を「法人化」する基本方針を決定しました。（詳細は本ニューズレター84号参照）それに対し大学フォーラムが1月22日に「有識者懇談会中間報告および大臣決定に対する見解」及び「中間報告に対する批判的意見」を公表しました。（<https://univforum.sakura.ne.jp/wordpress/>からダウンロードできます）両者とも長文ですが、中間報告と大臣決定の問題点を丁寧に論じており、ぜひお読みください。

「学術会議の独立を確保するために独立法人にする」という主張に幻惑されてはなりません。そもそもなぜ政府は法人化しようとしているのか、その狙いと「独立」の欺瞞性を考えるために、下記シンポジウムへの参加を呼びかけます。また多くの研究者・市民の方々に広めていただくようお願いします。



第7回シンポジウム

日本学術会議【法人化】論を考える

オンライン開催

2024年

3月4日(月)
19時半～21時半

参加希望の方は、下記の参加登録フォームにご記入ください。ZOOMのURLを送付します。
<https://forms.office.com/r/D5siqdFMBZ>

参加登録フォーム



昨年12月21日、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会が、学術会議を法人化することが望ましいとする「中間報告」をまとめ、同時に、この方向に沿った法制化を進める旨の内閣府特命担当大臣決定が出されました。

学術会議の法人化とは何を意味するのか、それは望ましいことなのかについて考えます。

発言者

小森田秋夫（大学フォーラム）

隠岐さや香（東京大学）

栗田 禎子（千葉大学）

佐藤 岩夫（東京大学）

千葉 紀和（毎日新聞）

三成 美保（追手門学院大学）



大学フォーラム
大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム

主催：大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム
お問合せ先：univforum7@gmail.com

《寄稿》

戦争体験語り部活動と科学者運動

山本富士夫（福井大学名誉教授）

1. はじめに - 背景と経緯

ここでは、話題3つを紹介する。

（その1）私は、これまでに学会活動などの機会に父・山本武の殺戮行為による慚愧の念と「二度と戦争だけはするな」という言葉を伝えるなど、国内外で「父・山本武の戦争体験語り部」活動を行ってきた。

（その2）西山勝夫・滋賀医科大学名誉教授からの依頼を受けて、「731部隊」の軍医・金子順一の研究報告について、科学者として流体力学的評価を行った成果を紹介する。

（その3）日本政府は、大学や研究機関に軍学共同研究を政策的に推奨している。科学の基礎は、軍事用も民生用も共通でデュアルユースの名の下で応用・実用が可能だといっているが、私はその論理に疑問を持っている。

本稿では、軍事研究はゆるされないと主張したい。

2. 父の戦争体験語り部活動

私の父・山本武（1913年福井県生まれ）は、1937年9月の農作業中に召集令状（いわゆる赤紙）を受けて、一歩兵として日中戦争に従軍した。父の所属した鯖江36聯隊第5中隊には、当初200人いたが、1945年の敗戦時にはわずか10人しか生き残っていなかった。連日の死闘の中でも、父は陣中日記を書いていた。父は、還暦を過ぎた頃から数年間に、陣中日記を紐解きながら回顧録として『一兵士の従軍記録一つづりおく、わたしの鯖江三十六聯隊』（1985年発行）（以下『従軍記録』）を書いた。

私は、『従軍記録』を整理していた頃（1984年）から現在まで40年間、父の戦争体験の語り部活動をしてきた。

私たち兄弟が父の『従軍記録』を自費出版した動機は、父が口癖のように繰り返していた「戦争だけは二度とするな」という言葉を多くの人びとに知らせたいと思ったからである。父は、殺戮の加害者であり被害者でもあった。生涯を苦しめた体験から到達した父の思想は、高邁な反戦でなく「厭戦」であった。

私は、『日本オーラル・ヒストリー研究』Vol.18の【特集Ⅰ：戦争体験に関わる「二次証言」の可能性―福井県の歩兵第三六聯隊に所属した一農民の体験を事例に考える】に「父・山本武の戦争体験を

語り継ぐ」を寄稿した。その拙著論文の中で、2019年12月13日（南京大虐殺事件記念日）に南京理工大学で開催された「世界平和友好交流会 2019 南京」で私が講演したことなどを報告した。その「交流会」では、南京大虐殺事件のフィルムを撮ったマギー牧師のお孫さん（ハリウッドのカメラマン）、日本兵によってレイプされそうになり日本刀で切りつけられた李秀英さんの娘・陸玲さんとも対話することができた。私たち3人は手をつなぎ合って世界平和を訴えた。



長身のアメリカ人はマギー牧師の孫、その左は被害者・李秀英さんの娘、その左は筆者。（2019年、南京市）

3. 軍医・金子順一の論文評価

金子順一論文の表紙には「陸軍軍医学校防疫研究報告 第1部第42号」、「低空雨下試験」、「15.6.7」と書かれている。この中の「15」は昭和15年（1940年）を意味する。私は、その論文について流体力学的評価を行い『戦争と医学』（23巻、pp35-36 戦争と医学医療研究会発行、2022年）に発表した。

金子論文は、高度100mを飛ぶ飛行機から最大直径3mm程度の「擬液」を空中散布し、地面上の検知板に落着した液滴の「分散配列」を調べた報告書である。「擬液」とは、ペスト菌などの細菌を含む予定の着色水である。

実験結果は、液滴の「分散配列」が富士山形になることを示しているが、定性的であり定量的でない。金子のいう「理論的考察」や「基礎実験」には、定量的法則性に基づく考察も結論もない。ただ液滴の「分散配列」を測定した事例調査にすぎない。よって、私は、金子論文には流体力学的学術価値がないと評価した。

金子論文の研究成果は、日中戦争時に中国内数十所で実用され、たくさんの被害者を出した。被害者は生体解剖され、ペスト菌散布による戦略効果があった。私は、ハルピン市郊外の平房にある侵華日軍第七三一部隊罪証陳列館を 2 回訪問したことがある。そこで、これらの細菌実験と軍事利用の結果を見学したり、他に研究者から研究論文を収集してきた。

4. デュアルユースについて

(3) 学術成果が公表されず学問の発展が望めない。

優秀な研究者が研究費の貧困のあまりに政府の誘惑に乗るようなことはあってはならない。古くから「国家 100 年の計は教育にあり」といわれている。軍事にカネを使わず、教育と学問に使うべきである。

5. まとめ～科学者運動に基づいて

(1)現在、先の大戦の体験者が90歳を超え、生存して戦争体験を語り継ぐことが難しくなってきた。私のように父や叔父たちの戦争体験を語り継ぐ活動をしている人びとが次第に増えている。それは、歴史学者たちが語り部活動には「二次証言」としての価値があると評価し始めたためであろう。つまり、「二次証言」は史実の証拠になると認識されるようになったと考えられる。

(3)デュアルユースの問題点を3つ挙げ、優秀な研究者が研究費の貧困のあまりに政府の誘惑に乗るようなことはあってはならないと述べた。

21 世紀に入ってから反知性的独裁的権力者が台頭し、軍事増強に暴走し、学問の発展を阻害し始めた。私たちは、このような権力者を引き摺り下ろすために、世界市民と連帯してたたかわざるを得ない。私は、日本学術会議がその創立以来「軍事研究には加担しない」と言っている立場を強く支持したい。

小寺 (pokopeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)